

# 第 1 編 総 論

## 第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

#### (1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び青森県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

#### (3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

①町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

②町が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項

③国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

④国民保護措置を実施するための体制に関する事項

⑤国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

⑥その他、町の区域に係る国民保護措置に関し町長が必要と認める事項

## **2 町国民保護計画の構成**

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処
- 資料編

## **3 町国民保護計画の見直し、変更手続**

### (1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### (2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 本町の特性を踏まえた国民保護措置の実施に係る特別な配慮

町は、積雪寒冷地であるという地理的特性を踏まえつつ、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう平素から必要な体制の整備に努める。

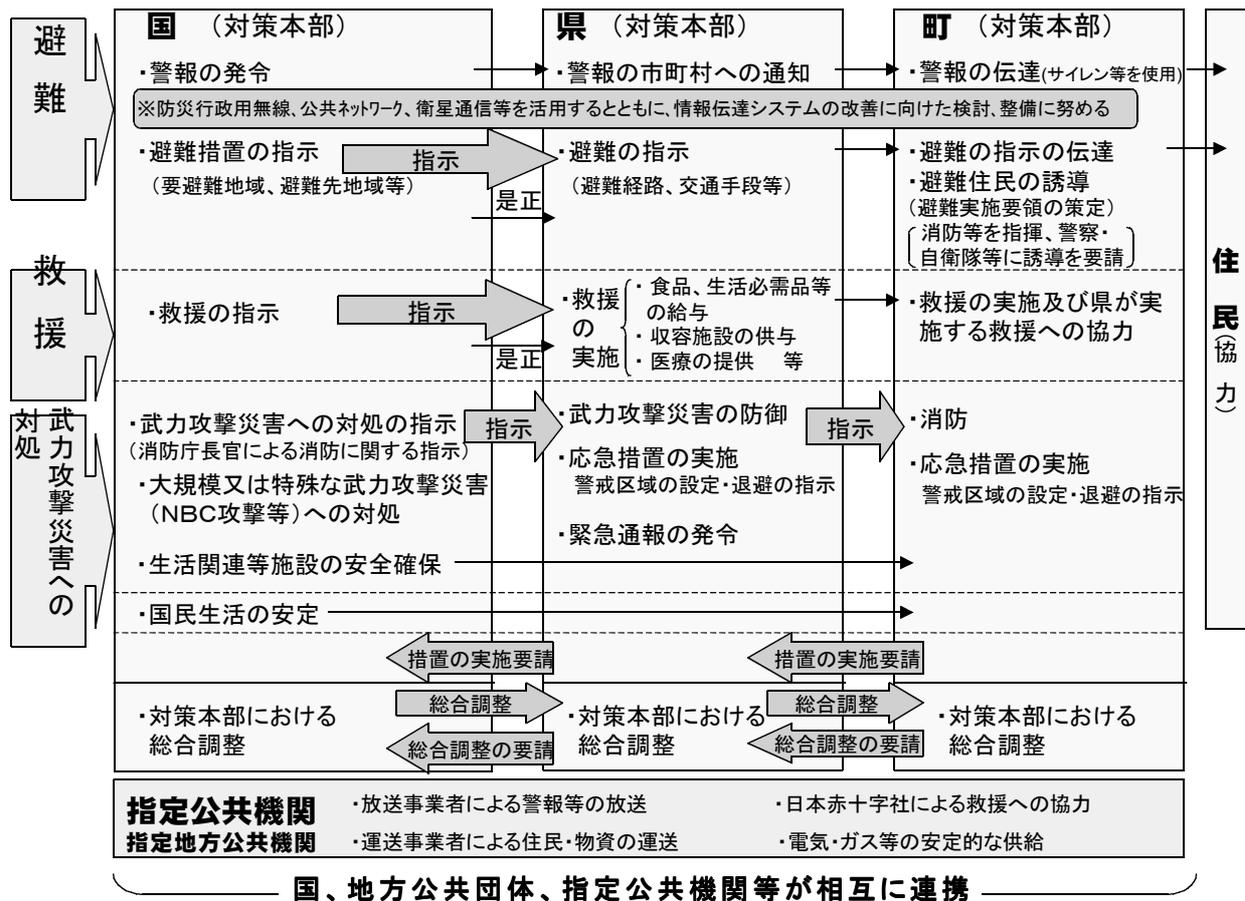
※【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

## 国民の保護に関する措置の仕組み



#### ○町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
三戸町	<ol style="list-style-type: none"> <li>国民保護計画の作成</li> <li>国民保護協議会の設置、運営</li> <li>国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>組織の整備、訓練</li> <li>警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

## ○関係機関の連絡先

### 【関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

名 称	所 在 地	連 絡 先	F A X 等
東北森林管理局 (三八上北森林管理署)	十和田市西二番町1-27	0176-23-3551	0176-24-2020
東北農政局（青森農政事務所）	青森市本町2-10-4	017-775-2151	017-775-2190
青森地方気象台 八戸測候所	八戸市大字湊町字館鼻67	0178-33-1330	
東北地方整備局 (青森河川国道事務所 十和田国道維持出張所)	十和田市三本木北平147-475	0176-23-7138	
東北総合通信局	宮城県仙台市青葉区 本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎	022-221-0610	
八戸労働基準監督署 八戸公共職業安定所	八戸市根城9-13-9 八戸合同庁舎	0178-46-3311	0178-46-3314
東京航空局（三沢空港事務所）	三沢市大字三沢 字下沢83-197	0176-53-2461	
陸上自衛隊 第4地对艦ミサイル連隊	八戸市市川町桔梗野官地	0178-28-3111	

### 【関係機関（県警察含む）】

名 称	所 在 地	連 絡 先	F A X 等
三戸警察署	同心町字金堀59-2	0179-22-1135	
三八地域県民局 地域健康福祉部 (総務企画室)	八戸市尻内町字鴨田7	0178-27-5111	0178-27-5403
三八地域県民局 地域整備部	八戸市尻内町字鴨田7	0178-27-5111	0178-27-4715
三八地域県民局 地域農林水産部	八戸市尻内町字鴨田7	0178-27-5111	0178-27-3323
三八教育事務所	八戸市尻内町字鴨田7	0178-27-5111	0178-27-2847

### 【関係市町村機関】

名 称	所 在 地	連 絡 先	F A X 等
田 子 町	田子町大字田子天神堂平81	0179-32-3111	0179-32-4294
南 部 町	南部町大字苦米地下宿23-1	0178-84-2111	0178-84-4404
新 郷 村	新郷村大字戸来風呂前10	0178-78-2111	0178-78-2118
二 戸 市	岩手県二戸市福岡字川又47	0195-23-3111	0195-25-5160
鹿 角 市	秋田県鹿角市花輪荒田4-1	0186-30-0203	0186-30-1122

【その他の機関】

名 称	所 在 地	連 絡 先	F A X 等
東日本旅客鉄道(株) 八戸駅	八戸市尻内町館田2-2	0178-27-2018	
東日本電信電話(株) 青森支店	青森市堤町二丁目6-27	017-774-9550	
三戸郵便局	三戸町大字八日町15-2	0179-22-2365	0179-22-2142
日本赤十字社 青森県支部	青森市長島1-3-1	017-722-2011	017-735-3502
東北電力(株) 八戸営業所	八戸市堤町11-2	0178-43-5612	
日本放送協会 八戸支局	八戸市堤町4-7	0178-43-9211	
青森放送(株) 八戸支社	八戸市根城5-5-27	0178-43-5161	
(株)青森テレビ 八戸支社	八戸市長苗代二日市10-3	0178-70-1177	
青森朝日放送(株)	青森市荒川柴田125-1	017-762-1341	017-762-1214
青森県LPガス協会 八戸支部	八戸市城下一丁目23-14 オフィスコア八代	0178-45-5600	0178-45-5622
三戸郡医師会	南部町大字沖田面字千苺45 南部町保健福祉センター内	0179-20-6030	0179-20-6031
青森県トラック協会 三八支部	八戸市大字長苗代化石26-1	0178-28-2131	0178-29-4754
南部バス(株)三戸営業所	三戸町同心町古間木平83-1	0179-22-2318	

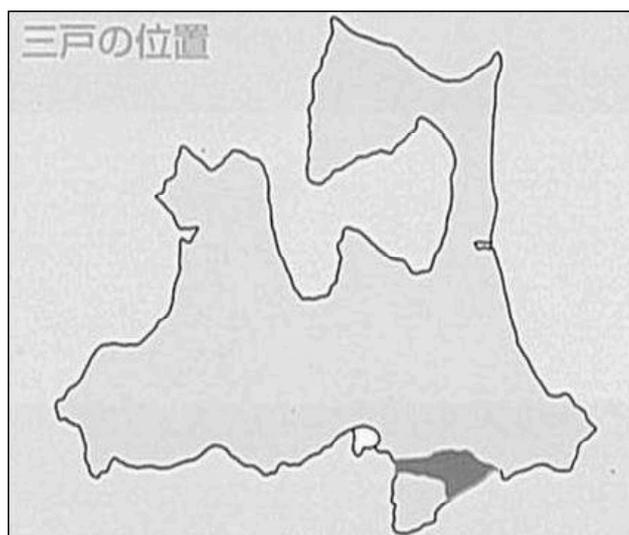
## 第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 地形

本町は、青森県最南端部に位置し、奥羽山系の東斜面にある。東西に28km、南北に13kmと東西に細長く、西部は秋田県鹿角市に接し、西南部は田子町と岩手県二戸市に、東は南部町に、北は新郷村に接している。経緯度で見ると東経141度16分、北緯40度22分に位置し、面積は151.55km<sup>2</sup>である。

また、本町は奥羽山脈北部の東斜面にあり、面積の約65%が山地である。一級河川の馬淵川及び熊原川、猿辺川の三河川が流れており、この河川流域に平坦地が多く、集落が展開している。



### (2) 気候

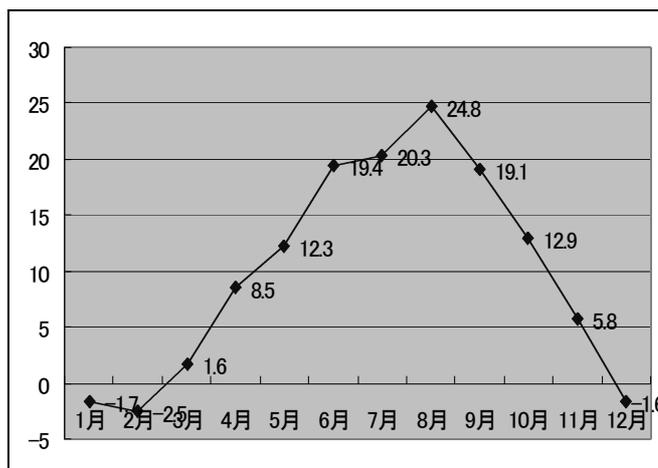
本町の中心部を流れる熊原川の流域は盆地状の地形であるため、極寒期(1・2月)においては最低気温が-10℃を下回り、7・8月では最高気温が35℃に達するときがある。青森県内でも寒暖の差が激しいところであるといえよう。

また、本町は内陸部にあるため、北東北太平洋沿岸地域特有の偏東風(ヤマセ)による低温の影響は少なく、農業には恵まれている。

年間降水量は、1,000mm前後であるが、近年は夏場の集中豪雨等により、しばしば農作物及び農業用施設等に大きな被害を受けている。

降雪量は少なく、過去5ヶ年(平成14年～平成18年)の最大積雪深は95cm、同平均最大積雪深は67.8cmとなっている。

[月平均気温(平成17年)]

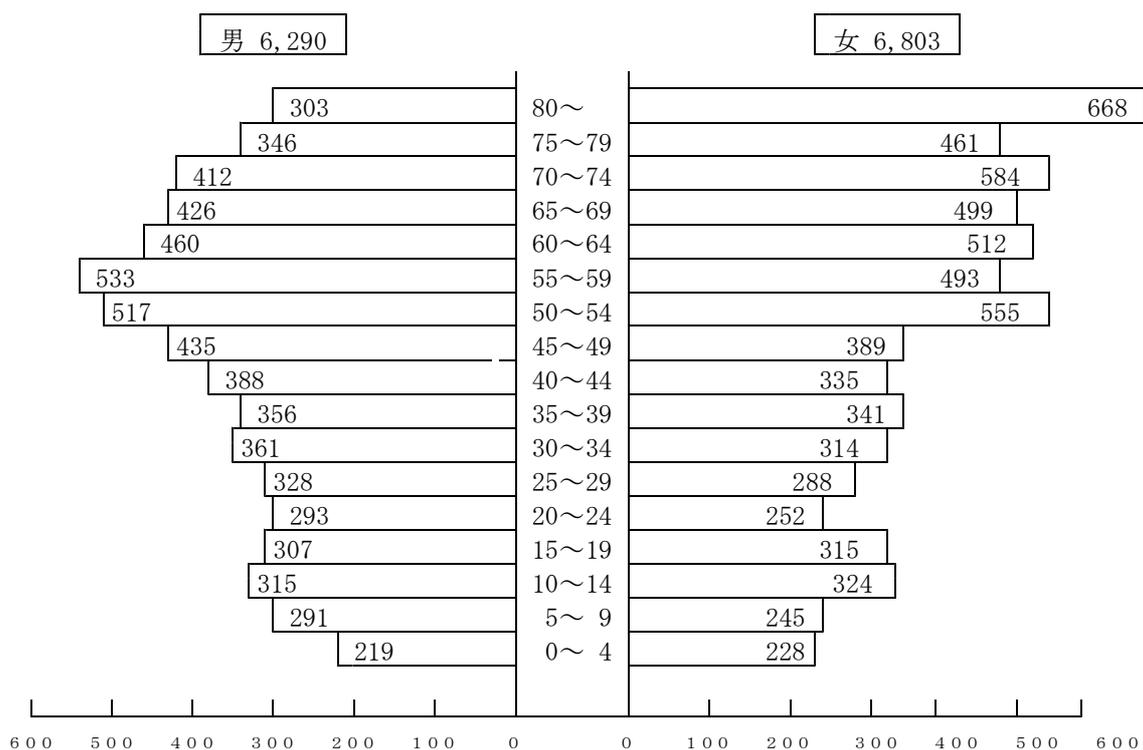


(3) 人口分布

町の人口は13,093人であり、町の中央部(大字川守田、久慈町、在府小路町、同心町、二日町、六日町、八日町等)に約半数が集中している。

[5歳階級別人口構成]

(平成17年3月31日現在 住民登録人口)



(4) 道路、鉄道の位置等

道路は、青森・東京間の国道4号と秋田県へ抜ける国道104号が町の中心部を走り、これに県道、町道が有機的に連結したネットワークを形成している。

鉄道は、町東部を「青い森鉄道」が通過し、八戸駅と結ばれている。町内には目時駅が設置されている。

## 第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

これらの4類型の特徴及び留意点は、基本指針において次のとおり示されている。

#### ① 着上陸侵攻

特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</li><li>○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</li><li>○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</li><li>○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</li></ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</li></ul>

## ② ゲリラや特殊部隊による攻撃

特 徴	<p>○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</p> <p>○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p>
留意点	<p>○ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>

## ③ 弾道ミサイル攻撃

特 徴	<p>○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>
留意点	<p>○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>

## ④ 航空攻撃

特 徴	<p>○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>○ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>
留意点	<p>○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

## 2 緊急処理事態

緊急処理事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態である。

町国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
  - ・ 原子力事業所等の破壊
  - ・ 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
  - ・ 危険物積載船への攻撃
  - ・ ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
  - ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
  - ・ 列車等の爆破

### (2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
  - ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
  - ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
  - ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
  - ・ 水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
  - ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
  - ・ 弾道ミサイル等の飛来